

目と内容とし、労働協約法の試案を提示し、労資及び第三者の代表者と以て構成する常設調停機関、ならびに労働審判所と産業會議の開設を提唱したことにその特色を示したものであった。

協調會が、労働組合法の育成と成立とに寄與した経過の概要は、以上の通りである。終戦時において、ついにその成果を擧げ得るまでに國民社會意識の啓蒙に盡した本會積年の業績は、長く銘記せよべきものであると信ずるのである。

第三節 産業報國運動

第一項 産報運動成立の過程

協調會解散の動機をなした中、片、日懇談の焦点は、産報運動發生の責任に向けられた。しかし後人をして誤解することなからしめるために、以下數点について解説を加えておきたいと思う。先づ産報運動は、その機構においてこれの精神において、協調會自体の直接の指導によつて行われたものではない。

第一に、協調會は昭和十三年二月戦時戦後の社會政策を攻究するため、「時局對策委員會」を設けた。これは昭和七年五月滿洲事變直後、「時局對策委員會」を設けて、産業、農村、失業、産業平和、思想等に関する對策を攻究したのと同様、非常時當然の處置である。委員會には、傷痍軍人の所遇と勞資關係の調整とを議題とし、